

## 1 経過等

- 令和5年4月20日 実施要綱制定
- 令和5年8月1日 実施要綱施行（届出受領証等を交付開始）
- 令和5年12月末までに10組に届出受領証等を交付

## 2 制度の趣旨

- 誰もが多様性や違いを認め、社会や地域で個性や能力を発揮するとともに、人権が尊重され共に支え合って暮らすことができる公正な社会の実現に向けた取組として、性的マイノリティの方々の生きづらさを解消し生活上の障壁を取り除くことを目指す。

## 3 制度の基本設計

- 性的マイノリティのカップルが、お互いを人生のパートナーとすることを県へ届け出
- 県は、届出があったことを証明（戸籍や住民票の記載が変わることはない。）
- 利用対象者は、少なくとも一方が性的マイノリティである2人であること

## 4 届出対象者の要件

- 双方が成年であること
- 双方がともに婚姻をしていないこと
- 双方がほかの者とパートナーシップ関係にないこと
- 双方が民法により婚姻をできない関係にないこと（直系血族や三親等内の傍系血族、直系姻族又は養親子等の関係にないこと。ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組による場合を除く。）
- 少なくとも一方が県内に住所を有すること又は県内への転入を予定していること

## 5 届出の方法等

### (1) 届出の方法

- 届出書等の必要書類を県（県民文化部人権・男女共同参画課）へ提出
- プライバシー確保に配慮し、電子申請、郵送、Web会議システムを利用

### (2) 届出受領証等の交付

- 県は届出が要件を満たしていると認めるとき、届出受領証等を交付
- 届出受領証等に子（パートナーいずれかの実子・養子）の氏名等を記載可能

## 6 制度に対応する行政サービスの提供等

- 県は制度の趣旨を尊重し、法令等の範囲内で行政サービスを提供
- 県内市町村のパートナーシップ制度に基づき交付された受領証等は、県の届出受領証等とみなして県の行政サービスを提供

## 7 民間事業者への夫婦・家族同等の取扱いに向けた協力依頼等

- 事業者団体（経済4団体、宅建業協会、医師会等）を通じ周知及び協力を依頼
- 携帯電話事業者（料金の家族割引の適用等）、銀行等の金融機関（住宅ローンの連帯債務、所得合算の適用等）及び保険会社（生命保険等の受取人の指定）の県内本支店へ協力を依頼